広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月一日

広島県知事　横　田　美　香

## 広島県規則第三十六号

### 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （貸付条件）<br>第五条　（略）<br>一―三　（略）<br>四　利率　年一・三五パーセント（金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証（以下「金融機関保証」という。）の提供が行われる場合は、年〇・二〇パーセント）。ただし、別表第三に掲げる要件に該当する場合は無利子とする。<br>五　（略）<br>2―5　（略）<br>（貸付決定の取消し等）<br>第十七条　（略）<br>2　貸付決定者は、貸付対象物件の全部若しくは一部の設置等を中止し、又は貸付対象物件の設置等に必要な経費に係る代金の全部若しくは一部を支払う必要がなくなつたときは、速やかにその旨及び理由を知事に報告しなければならない。<br>3　（略）<br>別表第一（第三条関係） | （貸付条件）<br>第五条　（略）<br>一―三　（略）<br>四　利率　年一・〇〇パーセント（金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証（以下「金融機関保証」という。）の提供が行われる場合は、年〇・二〇パーセント）。ただし、別表第三に掲げる要件に該当する場合は無利子とする。<br>五　（略）<br>2―5　（略）<br>（貸付決定の取消し等）<br>第十七条　（略）<br>2　貸付決定者は、貸付対象物件の全部若しくは一部の設置等を中止し、又は貸付対象物件の設置等に必要な経費に係る代金の全部若しくは一部を支払う必要がなくなつたときは、すみやかにその旨及び理由を知事に報告しなければならない。<br>3　（略）<br>別表第一（第三条関係） |

| 番号 | 高度化事業の種類 | 高度化事業の内容 |
| --- | --- | --- |
| 一 | 経営革新計画承認グループ事業 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（以下「政令」という。）第三条第一項第一号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号。以下「省令 |

| 番号 | 高度化事業の種類 | 高度化事業の内容 |
| --- | --- | --- |
| 一 | 経営革新計画承認グループ事業 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（以下「政令」という。）第三条第一項第一号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号。以下「省令」という。 |

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| | | 」という。）第二十六条の基準に適合する経営革新のための事業であって、知事が別に定める基準に適合するもの |
| （略） | （略） | （略） |

別表第二（第五条関係）

| 番号 | 貸付対象事業 | 貸付対象者 |
|---|---|---|
| 一 | 経営革新計画承認グループ事業 | 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項に規定する特定事業者であって、次に掲げるもの<br>一　（略）<br>二　経営革新計画承認グループ事業を実施する全ての者の連名によるもの<br>三　（略） |
| 二 | 受託中小振興計画承認グループ事業 | （略） |
| 二の二 | 総合効率化計画認定グループ事業 | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| | | ）第二十六条の基準に適合する経営革新のための事業であって、知事が別に定める基準に適合するもの |
| （略） | （略） | （略） |

別表第二（第五条関係）

| 番号 | 貸付対象事業 | 貸付対象者 |
|---|---|---|
| 一 | 経営革新計画承認グループ事業 | 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項に規定する中小企業者等であって、次に掲げるもの<br>一　（略）<br>二　経営革新計画承認グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの<br>三　（略） |
| 二 | 受託中小振興計画承認グループ事業 | （略） |
| 二の二 | 総合効率化計画認定グループ事業 | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸付けの決定を受けた貸付金については、なお従前の例による。